

1 調査期間

令和5年1月18日（水）から同年2月7日（火）まで

2 調査団体

| No. | 団体名 | 団体区分 | 回答 |
|-----|------------------------|--------|----|
| 1 | 府中刑務所 | 矯正施設 | ○ |
| 2 | 栃木刑務所 | 矯正施設 | ○ |
| 3 | 川越少年刑務所 | 矯正施設 | ○ |
| 4 | 愛光女子学園 | 矯正施設 | ○ |
| 5 | 多摩少年院 | 矯正施設 | ○ |
| 6 | 東日本少年矯正医療・教育センター | 矯正施設 | ○ |
| 7 | 東京少年鑑別所 | 矯正施設 | ○ |
| 8 | 東京地方検察庁立川支部 | 刑事司法機関 | ○ |
| 9 | 東京保護観察所立川支部 | 更生保護機関 | ○ |
| 10 | 更生保護法人くにたち安立 | 更生保護施設 | × |
| 11 | 更生保護法人自愛会 | 更生保護施設 | × |
| 12 | 更生保護法人紫翠苑 | 更生保護施設 | ○ |
| 13 | 更生保護法人鶴舞会 | 更生保護施設 | × |
| 14 | 調布・狛江地区保護司会狛江分区 | 更生保護団体 | ○ |
| 15 | 調布・狛江地区更生保護女性会 | 更生保護団体 | ○ |
| 16 | 調布・狛江地区協力雇用主会 | 更生保護団体 | ○ |
| 17 | 調布・狛江地区BBS会 | 更生保護団体 | ○ |
| 18 | 東京都地域生活定着支援センター | 福祉関係機関 | ○ |
| 19 | 公益社団法人東京社会福祉士会 司法福祉委員会 | 福祉関係団体 | ○ |

3 回収数（回収率）

| No. | 団体区分 | 発送数 | 回収数 | 回収率 |
|-----|--------------|-----|-----|-------|
| 1 | 矯正施設 | 7 | 7 | 100% |
| 2 | 刑事司法機関 | 1 | 1 | 100% |
| 3 | 更生保護機関・施設・団体 | 9 | 6 | 67.6% |
| 4 | 福祉関係機関・団体 | 2 | 2 | 100% |

4 調査内容

| No. | 質問 |
|------------------|--|
| 1 | 出所者・出院者（被疑者、被告人、起訴猶予等となった者を含む。）が仕事に就くために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。 |
| 2 | 出所者・出院者（被疑者、被告人、起訴猶予等となった者を含む。）が住む場所を確保するために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。 |
| 3 | 高齢者の再犯を防ぐために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。 |
| 4 | 薬物、アルコール、ギャンブル、窃盗症、性依存症等の依存症又はしへきの状態にある方の再犯を防ぐために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。 |
| 5 | 障がい（知的・精神・発達・パーソナリティ等）のある方の再犯を防ぐために、市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。 |
| 6 | 地域生活に円滑に移行するに当たって、市に支援して欲しいことがあればご教示ください。以下から当てはまるもの全て選択の上、その他を含めて具体的に御教示ください。 |
| | 1 在所中の生活保護申請手続 |
| | 2 出所後必要となる各種手続きへの所管部署が連携した円滑な対応 |
| | 3 社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施 |
| | 4 出所者・出院者を個別に支援する事業の実施 |
| 5 各種支援・相談窓口の提示 | |
| 7 | 市区町村や関係機関等との連携・調整がとれず、社会復帰が特に困難だった事例があればいくつかを紹介してください。 |
| 8 | （刑務所の方に伺います。）受刑者の入所後の処遇調査や受刑中の指導等を踏まえ、犯罪・再犯に至る原因（本人の内的要因、成育歴や生活環境などの外的要因等）として特徴的・代表的なケースがあれば、罪名などの類型別にいくつかを紹介してください。 |
| 9 | （少年鑑別所及び少年院の方に伺います。）非行少年の鑑別所における鑑別結果や、少年院における指導を踏まえ、非行・再非行に至る原因（本人の内的要因、成育歴や生活環境などの外的要因等）として特徴的・代表的なケースがあれば、非行名などの類型別にいくつかを紹介してください。 |
| 10 | 医療又は福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、在社会時又は在所・在院中に支援を拒否している受刑者・在院者等（被疑者、被告人、起訴猶予等となった者を含む。）の拒否理由、傾向、課題があれば御教示ください。 |
| 11 | 再犯防止・社会復帰支援のために、矯正施設や保護観察所などの刑事司法機関、市区町村、地域の関係機関、民間支援団等が有機的に連携するために必要だと思われる取組があればお教えください。以下から当てはまるもの全て選択の上、その他を含めて具体的に御教示ください。 |
| | 1 市区町村による再犯防止のための独自事業の実施 |
| | 2 地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催 |
| | 3 各機関関係職員によるケース会議 |
| | 4 定期・不定期の協議会 |
| | 5 施設見学・説明会 |
| 6 テーマを絞った研修会等の実施 | |
| 12 | 上記以外で、再犯防止施策を推進する上で、市に要望することがあれば教えてください。 |

問1

出所者・出院者（被疑者、被告人、起訴猶予等となった者を含む。）が仕事に就くために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。

| 誰が | 誰に（を） | いつ | どこで | どのように（な） | 何を（に） | どうする | 回答者 |
|-----|----------------------|---------------------|------------|-------------------------------------|----------------------|-------------|----------------|
| 市 | 在所（院）者 | 在所（院）中 | | 仕事について相談できる | 連絡窓口 | 設置する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | | 雇用主、社会資源に係る情報 | 提供する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | 出所（院）当日や2・3日で案内可能な | 仕事の情報 | 提供する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであつてもすぐに紹介可能な | 仕事の情報 | 提供する | 刑事司法機関 |
| 市 | 携帯電話や身分証を所持しない出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 円滑に進むような | 就職活動 | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 社会福祉協議会や市内事業者等と連携して | 就職 | 支援する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 就労支援の窓口繋がるような伴走型の | | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 高齢や障害によるハンディキャップを明確にした、無理のない | 就労 | 支援する | 福祉関係機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | | 職場 | あつせん・紹介する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労や生活が定着するまで | | 福祉的な | | 支援をする | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 生活保護相談に応じるなど | 生活 | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | ハローワークや保護観察所等と連携して、継続的に | 就労支援体制 | 整備する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 支援を申し出た際 | 市施設 | ワンストップな | 窓口 | 設置する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）後 | 市施設 都施設 | | 相談支援機関・窓口 | 設置する | |
| 東京都 | 出所（院）者 | | | 生活保護の窓口以外で | 就職支援部署 | 設置する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | スーツ、携帯電話等就労に必要な | 物品等の取得 | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 就労面接に適した | 服 | 貸し出す | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 資格（運転免許等）取得に必要な | 金銭 | 貸し付ける（援助する） | 矯正施設 更生保護機関 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労が定着するまで | | 就労に必要なスキルを身に付ける | 物品（パソコン等） | 貸し付ける | 更生保護機関 |
| 市 | 保護観察中、元保護観察の出所（院）者 | 保護観察中、保護観察後 | | | | 採用する | 更生保護施設 |
| 市 | 市内事業者等 | | | | 出所（院）者の出番と居場所の確保の重要性 | 広報する | 矯正施設 |
| 市 | 市内事業者等（協力雇用主を含む。） | | | | 出所（院）者の採用促進 | 広報する | 更生保護団体 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|------------|--|--|---------------------|----------|-------|--------|
| 市 | 市内事業者等 | | | 出院者を雇用する場合に | 優遇措置 | 実施する | 矯正施設 |
| 市 | 保護観察所 | | | 登録市内事業者数が増えるよう | 協力雇用主の登録 | 協力する | 更生保護団体 |
| 市 | | | | | 協力雇用主 | 開拓する | 福祉関係団体 |
| 矯正施設 更生保護機 関 | 市内事業者等 | | | 出所者・出院者の就 労支援制度の | 情報 | 提供する | 矯正施設 |
| 矯正施設 更生保護機 関 | 市内事業者等 | | | 出所者・出院者の就 労の | 協力 | 依頼する | 矯正施設 |
| 就労支援セ ンター シルバー人 材センター | 出所(院) 者 | | | | | 排除しない | 福祉関係団体 |

問2

出所者・出院者（被疑者、被告人、起訴猶予等となった者を含む。）が住む場所を確保するために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。

| 誰が | 誰に（を） | いつ | どこで | どのように（な） | 何を（に） | どうする | 回答者 |
|----|--------|---------------------|-----|--------------------------------|------------------------------|--------------------|--------|
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | | 雇用主、社会資源に係る情報 | 提供する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | 住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助など、 | 総合的な居住確保 | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | 相談窓口による | 賃貸住宅への入居相談 | 実施する | 福祉関係団体 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から就労や生活が定着するまで | | 福祉的な | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）～住居確保後～ | | | 生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | 生活保護制度と連携した | 住居確保資金 | 貸し付ける | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から仕事に就くまで | | | 家賃等 | 補助する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | | 市営住宅などの空き住宅 | 提供する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）の際 | | | 住居 | あっ旋・紹介する | 更生保護団体 |
| 市 | | | | | 無料低額宿泊所、シエルター | 整備する | 矯正施設 |
| 市 | 出所（院）者 | 出所（院）から自立資金が貯まるまで | | | アパート仕様の物件、施設 | 整備する、貸し付ける又はあっせんする | 更生保護機関 |

| | | | | | | | |
|---|------------------|-------------|--|--|-----------------|-------|--------|
| 市 | 素直生活になじめない出所(院)者 | 出所(院)の際 | | | 個室 | 用意する | 刑事司法機関 |
| 市 | | | | 出所(院)者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるような | セーフティネット | 整備する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | 市が身元保証人となる | 身元保証制度 | 創設する | 矯正施設 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | 保証会社の審査が通らない場合に、それに代わる | 保証制度 | 創設する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | 市営住宅等公営住宅に優先的な入居できる | 仕組み | 構築する | 更生保護機関 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | 不動産物件の紹介だけにとどまらない、携帯電話契約、印鑑、住民票の準備等の | 居住地確保の契約に係る支援制度 | 構築する | 矯正施設 |
| 市 | 出所(院)者 | 生活安定が図られるまで | | | 支援員制度 | 構築する | 矯正施設 |
| 市 | | | | 対象者に応じた寄り添い型の各種支援(福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等)を提供できるような | 社会資源 | 充実させる | 矯正施設 |
| 市 | 地域住民 | | | 更生保護施設、自立準備H、自立援助H、GH、福祉施設、シエルトー等の理解を促進するような | 啓発活動 | 実施する | 矯正施設 |

| | | | | | | | |
|---------|-----------------------------------|--|--|-----------------------------|-----------------------|--------|--------|
| 市 | 更生保護施設、自立準備H、自立援助H、GH、福祉施設、シェルター等 | | | 財政的な | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体 | | | ケースに応じた柔軟な | 居住確保 | 調整する | 矯正施設 |
| 市 | 一時宿泊施設や居住支援法人 | | | | | 連携する | 刑事司法機関 |
| 市 | 住居をあっ旋する窓口 | | | | | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 不動産仲介事業者、家主 | | | 出所（院）者に安心して賃貸物件を貸すことのできるような | 仕組み | 構築する | 更生保護機関 |
| 矯正施設 | 居住支援協議会 | | | | | 参加する | 矯正施設 |
| 矯正施設 | 地域の居住支援法人、不動産仲介業者、家主、関係団体等 | | | | 矯正施設出所者・出院者の実情・特性・課題等 | 情報共有する | 矯正施設 |
| 居住支援協議会 | 出所（院）者 | | | 居住支援法人法等により | 賃貸住宅への入居 | 支援する | 福祉関係団体 |

問3 高齢者の再犯を防ぐために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。

| 誰が | 誰に(を) | いつ | どこで | どのように(な) | 何を(に) | どうする | 回答者 |
|------------|-----------------------------------|-----------------|-----|---------------------------|--------------------------------|-------|--------|
| 市 | 独居の出所(院)者 | | | 地域で支える場の | 情報 | 提供する | 更生保護機関 |
| 市 | 出所(院)者 | | | 社会的に孤立を解消するような | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 出所(院)者 | | | | 地域の見守り体制(孤立させない仕組み) | 確率する | 矯正施設 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | 孤立を防止する | | 支援する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所(院)者 | | | 市が行っている活動を通じ、積極的に関与するような | | 支援する | 矯正施設 |
| 地域包括支援センター | 出所(院)者 | | | | アウトリーチ | 推進する | 福祉関係団体 |
| 市 | 出所(院)者 | | | 関係機関と協議の上 | 相談窓口 | 設置する | 更生保護施設 |
| 市 | 出所(院)者 | | | | 相談窓口の敷居 | 低くする | 福祉関係団体 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | | 住居 | 確保する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所(院)者 | 釈放時から介護認定を受けるまで | | | 緊急ショートステイなどによる施設入所 | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 住居が定まっていない、判定を受けていない認知症疑いある出所(院)者 | | | 緊急で利用できる簡易宿泊所以外の | 居場所 | 確保する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所(院)者 | 更生保護施設帰住後 | | 積極的に | 入居施設(養護老人ホーム等)への入所 | 働きかける | 矯正施設 |
| 市 | 出所(院)者 | | | 地域社会の一員として関わられる | 居場所 | 提供する | 矯正施設 |
| 市 | 独居の出所(院)者 | | | | 地域で支える場 | 確保する | 更生保護機関 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | | 生活保護手続 | 支援する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の際 | | スムーズな | 生活保護等手続 | 支援する | 更生保護団体 |
| 市 | 出所(院)者 | | | 高齢支援課や地域包括支援センターとの連携を強化して | 即応体制や介入手段 | 確立する | 刑事司法機関 |
| 市 | 身寄りがない、認知症等のケアがない出所(院)者 | | | | 医師の意見書や介護認定など | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 出所(院)者 | 出所(院)の後 | | 地域住民による見守りや関係者の訪問等により | 経済状況や困りごと | 確認する | 更生保護団体 |
| 市 | | | | | インフォーマルな関係も含めて多機関連携 | 支援する | 福祉関係団体 |
| 市 | 出所(院)者 | | | 地域とつながりをもてるよう | 社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢福祉に関する部署等 | つなぐ | 更生保護団体 |
| 市 | 矯正施設 | | | 刑事施設で実施する福祉講話等の機会に | 職員 | 派遣する | 矯正施設 |
| 市 | 外部機関 | | | 複数の部署が関わるケースに対応できるよう | 一本化した窓口 | 設置する | 刑事司法機関 |
| 市 | 職員 | | | 触法高齢者に対応できるよう | 研修 | 実施する | 刑事司法機関 |
| 民生委員 | 出所(院)者 | | | 声掛けなどの緩やかに | | 見守る | 矯正施設 |
| 刑事司法機関 | 出所(院)者 | 犯罪が起こった時 | | なるべく逮捕、起訴されないよう | | 対応する | 福祉関係機関 |
| 高齢者関係機関 | 出所(院)者 | | | | | 排除しない | 福祉関係機関 |

問4

薬物、アルコール、ギャンブル、窃盗症、性依存症等の依存症又はしへきの状態にある方の再犯を防ぐために市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。

| 誰が | 誰に(を) | いつ | どこで | どのように(な) | 何を(に) | どうする | 回答者 |
|----|---------------------------------|---------------|-----|---|----------------------------------|----------|--------|
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | どのような依存相談や治療ができるか、女性専用なのか、無料なのか有料なのか、駅からのアクセスはどうか等の | 自助グループ等の支援機関や医療機関の情報 | 広報する | 矯正施設 |
| 市 | 継続的な治療、支援が必要な依存症等の出所(院)者及びその家族 | | | 保健センター、保健所、精神保健福祉センター等の | 薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関 | 広報・案内する | 矯正施設 |
| 市 | 継続的な治療、支援が必要な依存症等の出所(院)者及びその家族 | | | | 都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関 | 広報・案内する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者、その家族 | | | 各種依存症の専門的な治療、回復支援プログラム、家族向けの支援プログラム等を行っている | 地域の医療機関、民間の相談・支援窓口、支援団体等 | 広報・案内する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者、その家族 | | | 市内、近隣自治体の自助グループや回復施設の | 情報 | 提供する | 更生保護機関 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | | 通院等費用 | 助成する | 矯正施設 |
| 市 | | | | 重複・併存障害を抱えた人、その家族や身近な人が相談できる | 相談機関又はカウンセリングの場 | 設置し、周知する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者、その家族 | | | 相談窓口の敷居を低くし、断らない | 相談 | 支援する | 福祉関係団体 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | 生活保護等により | 生活 | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 経済的な理由で必要な治療等が受けられない依存症等の出所(院)者 | | | | 自立支援医療費制度の利用 | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | 問題が深刻化する前の早期に | | 困窮家庭への訪問、SSWとの連携、積極的なアウトリーチによる支援体制づくりなどにより | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者、その家族 | | | 孤立を防ぐ | 居場所 | 確保する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | 嗜癖問題に対応する | 通所先 | 確保する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | 嗜癖問題に対応する | 専門の医師 | 紹介する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | | 専門の医療機関による治療 | 助言する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | 医療的な対応が必要な場合に | 医療機関 | つなぐ | 更生保護団体 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者、その家族 | | | | 専門治療の利用 | 促す | 福祉関係機関 |
| 市 | 依存症等の出所(院)者 | | | 保健師にも関与した | | 支援する | 刑事司法機関 |

| | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-------------|--|---|-----------------------------------|------|----------------|
| 市 | 依存症等の出所（院）者 | | | | 自助グループへの参加 | 助言する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所（院）者 | 退院等で地域に戻るとき | | | 支援機関や医療機関 | つなぐ | 矯正施設 更生保護団体 |
| 市 | 依存症等の出所（院）者、その家族 | | | | 回復施設の利用 | 促す | 福祉関係機関 |
| 市 | 自助グループ | | | 具体的な | | 援助する | 更生保護機関 |
| 市 | 自助グループ等の支援機関 | | | | 活動費用 | 助成する | 矯正施設 |
| 市 | ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体 | | | | 活動費用 | 助成する | 矯正施設 |
| 市 | NA（ナルコティクスアノニマス）やダルク等の自助団体 | | | | 金銭・ミーティングの場所 | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 地域住民 | | | | ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への理解 | 促進する | 矯正施設 |
| 市 | 地域住民 | | | 啓発告知ポスターやWeb（ホームページ） | 依存症又はしへき対策 | 啓発する | 更生保護団体 |
| 市 | 職員 | | | 依存症について理解を深める | 研修の機会 | 提供する | 福祉関係機関 |
| 市 | | | | 知的にボーダーで、ある軽度知的であるなどアディクション（しへき）になりやすく、プログラムが入りにくい人への | 支援の枠組み | 構築する | 刑事司法機関 |
| 市 | | | | 支援施設や医療機関へと円滑につなぐ | 体制 | 構築する | 刑事司法機関 |
| 市 | | | | 一般市民からも提供することができる | 依存症又はしへきに関する情報収集経路 | 構築する | 刑事司法機関 |
| 市 | 依存症等の出所（院）者、その家族 | タイムリーに | | 収集した依存症又はしへき情報について | 紹介システム | 構築する | 刑事司法機関 |
| 市 | | | | 金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者など、切れ目のない | サポート体制 | 構築する | 福祉関係機関 |
| 市 | 東京都（保健所） | | | | 地域支援ネットワーク | 協力する | 矯正施設 福祉関係団体 |

問5

障がい（知的・精神・発達・パーソナリティ等）のある方の再犯を防ぐために、市に支援して欲しいことがあれば御教示ください。

| 誰が | 誰に（を） | いつ | どこで | どのように（な） | 何を（に） | どうする | 回答者 |
|------|--------------------------------------|-------------|-----|-----------------------------------|------------------------|------------|--------|
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | | | | 通院等費用 | 助成する | 矯正施設 |
| 市 | 障がいのある在所（院）者 | 在所（院）中 | | 実施されている支援プログラム等の | 資料 | 配布する | 矯正施設 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | 出所（院）の際 | | 市への居住を希望し、住民票がない場合に | 支援区分認定調査の申請 | 受ける | 矯正施設 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | 出所（院）の際 | | | 障害者手帳取得 | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 福祉サービスにつながるためのツールを持たない障がいのある出所（院）者 | | | 見直し受給など円滑に福祉サービスにつながる対応により | 福祉サービス | 受給できるようにする | 刑事司法機関 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | | | | 施設入所 | 支援する | 更生保護団体 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者やその家族 | | | 孤立しないように | 居場所 | 作る | 矯正施設 |
| 市 | 障がいのある方 | | | 早期に | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | | | 生活保護担当者以外に保健師、障害者福祉担当など複数の分野が連携して | | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 障害があると思われるものの障がいと診断されていない等制度のはざまにある人 | | | | | 支援する | 更生保護機関 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | | | 専門行政部署のアウトリーチによる | | 支援する | 福祉関係団体 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者 | | | 行政だけでなくインフォーマルな関係も含めて多機関と連携した | | 支援する | 福祉関係団体 |
| 市のCW | 障がいのある在所（院）者 | 矯正施設が相談したとき | | 本人のことを知るため | | 面会する | 矯正施設 |
| 市のCW | 障がいのある出所（院）者 | 定期的に | | 再犯防止のための | 定期的な訪問や状況確認 | 行う | 刑事司法機関 |
| 市のCW | | | | 矯正施設の | 支援者会議 | 参加する | 矯正施設 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者の家族（特に両親） | | | | 相談及び家事 | 支援する | 刑事司法機関 |
| 市 | 障がいのある出所（院）者の家族（特に両親） | | | | 家族会 | 紹介する | 刑事司法機関 |
| 市 | 地域住民 | | | 正しい | 障がいある人への理解や犯罪をした人の立ち直り | 啓蒙する | 矯正施設 |
| 市 | 矯正施設 | | | 市において実施していれば | 農福連携事業 | 広報する | 矯正施設 |

| | | | | | | | |
|-------------|-------------------|---------------------|--|---|-----------------------------|-------|--------|
| 市 | 地域生活定着支援センター | | | | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 矯正施設出所者を支援する福祉事業所 | | | | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | | | | 保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所所在者の | 復学、就学にかかる支援調整 | 協力する | 矯正施設 |
| 市 | | | | | 福祉サービスの窓口 | 一本化する | 矯正施設 |
| 市 | | | | 障がいのある出所（院）者にオープンな | 相談窓口 | 設置する | 矯正施設 |
| 市 | | | | 保護司や支援事業体が密接で有機的な結びつきができる | システム | 構築する | 更生保護団体 |
| 市 | | | | 積極的に | インフォーマルな支援機関 | 活用する | 刑事司法機関 |
| 市 | | | | 障がい特性に個人としての行動パターンなどを加えた支援計画を策定し、目標の高すぎない | 支援体制 | 構築する | 福祉関係機関 |
| 市 | 市職員 | | | | 障がいのある出所（院）者について理解を深める研修の機会 | 提供する | 更生保護施設 |
| 市 | 市職員 | | | | 障害のある人の犯罪について知識を持つ研修の機会 | 提供する | 福祉関係団体 |
| 帰住先を所管する関係者 | | 障がいのある出所（院）者の出所（院）前 | | 情報共有や各種調整・協議を進め、出院後、速やかに必要な支援が提供されるように、出院後の医療、福祉サービスの具体的内容等について | ケース会議 | 実施する | 矯正施設 |
| 矯正施設 | | | | 市との | 連携体制 | 構築する | 矯正施設 |
| 障がい者関係機関 | 障がいのある出所（院）者 | | | | | 排除しない | 福祉関係団体 |
| 農福連携事業者 | 福祉的支援が必要な出所（院）者 | | | | 雇用 | 検討する | 矯正施設 |

問6

地域生活に円滑に移行するに当たって、市に支援して欲しいことがあればご教示ください。以下から当てはまるもの全て選択の上、その他を含めて具体的に御教示ください。

| No. | 取組 | 矯正施設 (6) | 刑事司法機関 (1) | 更生保護機関 (1) | 更生保護施設 (2) | 更生保護団体 (4) | 福祉関係機関 (1) | 福祉関係団体 (1) | 合計 |
|-----|-------------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----|
| 1 | 在所中の生活保護申請手続 | 5 | 1 | | | 3 | | 1 | 10 |
| 2 | 出所後必要となる各種手続きへの所管部署が連携した円滑な対応 | 3 | 1 | | | 4 | 1 | 1 | 10 |
| 3 | 社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施 | 4 | 1 | | | 2 | 1 | | 8 |
| 4 | 出所者・出院者を個別に支援する事業の実施 | 4 | 1 | | | 4 | | 1 | 10 |
| 5 | 各種支援・相談窓口の提示 | 3 | 1 | | | 2 | 1 | | 7 |
| 6 | その他 | 2 | | | | 2 | | | 4 |

| | 誰が | 誰に(を) | いつ | どこで | どのように(な) | 何を(に) | どうする | 回答者 |
|---|---------------|--------------------|--------|-----|-----------------------------------|--|-------|------------------|
| 1 | 市 | 在所(院)者 | 在所(院)中 | | 本人が申請を希望した場合、住居が未定(住民票がない場合)であっても | 生活保護手続 | 対応する | 矯正施設 |
| | 市 | 在所(院)者 | 在所(院)中 | | | 生活保護手続 | 対応する | 刑事司法機関 福祉関係団体 |
| | 市 | 在所(院)者 | 在所(院)中 | | | 生活保護の支給 | 決定する | 矯正施設 |
| | 市 | 出所(院)者 | 出所当日 | | | 生活保護を受給できる体制 | 検討する | 矯正施設 |
| | 市CW | | | | 担当する在所(院)者の | 留置施設など | 訪問する | 刑事司法機関 |
| | 市 | | | | ワンストップサービスの | 相談窓口 | 設置する | 更生保護機関 |
| 2 | 市 | | | | | 相談窓口 | 一本化する | 矯正施設 |
| | 市 | 戸籍のない出所(院)者 | | | 1箇所 | 相談 | 支援する | 刑事司法機関 |
| | 市 | 在所(院)者 | 在所(院)中 | | | 介護認定や障害区分認定 | 実施する | 刑事司法機関 |
| 3 | 本人が帰住する予定の市CW | | 在所(院)中 | | | 在所(院)者の社会復帰支援に係るケース会議(地域包括支援センター等の関係機関との連携会議)等 | 参加する | 矯正施設 |
| | 市関係部署 | | 在所(院)中 | | | 在所(院)者の社会復帰支援に係るケース会議等 | 参加する | 矯正施設 |
| | 市矯正施設 | | 在所(院)中 | | 退所(出所)の時間的制限を逆算しながら | 社会復帰支援に係る在所中のケース会議(役割分担を明確にする会議)等の実施 | 実施する | 刑事司法機関 |
| 4 | 市 | 相談するという発想がない在所(院)者 | | | | 相談を容易にする体制 | 構築する | 矯正施設 |
| | 市 | | | | 計画相談の枠組みでは対応しきれない課題について | 再犯防止に特化した個別支援 | 実施する | 矯正施設 |
| | 市 | 在所(院)者 | 在所(院)中 | | | 出所者・出院者を個別に支援する事業 | 実施する | 刑事司法機関 福祉関係団体 |
| | 市 | | | | 再犯防止推進計画に事業を盛り込み | 事業所・人材を確保する事業 | 実施する | 刑事司法機関 |

| | | | | | | | | |
|---|------|---------------------------------|--------------------------|-----------------|---|----------|---------|--------|
| 4 | 市 | | | | ワンストップサービスの | 相談窓口 | 設置する | 更生保護機関 |
| 5 | 矯正施設 | | | | 連絡することにより | 出院者の情報 | 提供する | 矯正施設 |
| | 市 | 自ら発信が難しい出所(院)者 | | | | 伴走体制 | 構築する | 刑事司法機関 |
| 6 | 市 | 市による各種支援制度に疎く、敬遠する傾向が見られる出所(院)者 | 出所(院)後、本人や保護者が困りごとに直面した際 | | 市の各種制度として具体的にどのような支援を受けられるか、どの部署に相談すれば良いのか、分かりやすく | | 広報・案内する | 矯正施設 |
| | 市 | | | 相談窓口で | 本人の意向に沿った | | 支援する | 更生保護団体 |
| | 市 | 出所(院)者 | | | | 住居の確保、就職 | 支援する | |
| | 市 | 出所(院)者 | | | 犯罪歴のみで分割する特別な支援よりも、一般的な福祉支援の一部として対応する | | 支援する | 福祉関係機関 |
| | 市 | | | | 相談窓口や相談の仕方が分からない在所(院)者のため | 相談窓口 | 一本化する | 矯正施設 |
| | 市 | | | | 相談内容を問わず気軽に相談でき、複数の担当部署にまたがるような複雑な相談内容にもスムーズに対応できる総合的なワンストップの | 相談窓口 | 設置する | 矯正施設 |
| | 市 | | | | 手続きが一括ででき、スムーズに短時間でできる | 窓口 | 設置する | 更生保護団体 |
| | 市 | | | | 世帯全体をトータルコーディネートする | 支援体制 | 構築する | 矯正施設 |
| | 市 | | | | 出所(院)者の地域生活を継続するための | 支援機関 | 確保する | 更生保護団体 |
| | 市 | 市職員 | | | 矯正施設出身者への理解を深めるための | 研修 | 実施する | 矯正施設 |
| 市 | | | | 矯正施設出身者を受け入れている | 福祉事業所 | 支援する | 矯正施設 | |

問7 市区町村や関係機関等との連携・調整がとれず、社会復帰が特に困難だった事例があればいくつかを紹介してください。

| 事例 | 円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点 | 回答者 |
|---|--|--------|
| 本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例 | 刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、（支援できない理由ではなく）何を支援できるかを共に考えていけるか | 矯正施設 |
| 本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例 | 刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、（支援できない理由ではなく）何を支援できるかを共に考えていけるか | 矯正施設 |
| 生活保護を受給していた高齢者受刑者が服役に伴い、住居が撤去され、住民票が職権で消除されていたものの、本人が同地区への帰住を希望したことから、刑務所から本人の生活保護再開を依頼したところ、住居がないことを理由に相談を受けつけてもらえない事例 | | 矯正施設 |
| 住民登録を職権消除されている者の住民登録を当所で復活させたものの、手帳の申請や福祉サービスの援護地になってくれる自治体がなく、結果的に、住み込みの一般就労で帰住地を確保することになった事例 | | 矯正施設 |
| 本人が帰住を希望していない刑務所所在地において生活保護の申請をするよう助言される事例 | | 矯正施設 |
| 在院者のうち18歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例 | 出院後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在院中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力する。 | 矯正施設 |
| 矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例 | 児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備する。 | 矯正施設 |
| 18歳未満の障害のある少年で帰住先がなく、児童相談所にも障害福祉担当部署にも支援を断られ、帰住調整が難航する事例 | | 矯正施設 |
| 住居不定で実施責任をたらい回しにされた事例 | | 刑事司法機関 |
| 医療保護入院と生活保護申請を同時に行う場合、申請のタイミングと実施責任をめぐって決まらない事例（多数） | | 刑事司法機関 |
| 支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例 | 関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性がある。 | 刑事司法機関 |
| 飲酒している場合に、対応できないとして保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例 | 精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢で関わり続けて欲しい。 | 刑事司法機関 |
| 市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例 | 精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢で関わり続けて欲しい。 | 刑事司法機関 |
| 刑務所等から出所する際の身元引受人である親族が生活保護受給者の場合、調整が困難だった事例 | | 更生保護機関 |
| （少年事例、学校との連携時）ことあるごとに不良措置をとるよう求められ、本人の更生について共通認識をもつことに苦慮したケース | | 更生保護機関 |
| 生活保護を受給し単身暮らしをしている少年で、金銭管理がうまくいかず、ケースワーカーに金銭管理に関する支援について相談したが、とりつくしまがなかった事例 | | 更生保護機関 |
| 障害サービスや高齢者福祉など複数の分野での連携を図る必要のある事例 | | 福祉関係機関 |
| 自治体により受けられるサービス内容に差が生じることがある事例 | | 福祉関係機関 |
| 介護認定や障害区分認定の申請ができず、制度利用が遅れた事例 | | 福祉関係団体 |
| 東京都は愛の手帳の調査がなく、居住場所の調整が進まない事例 | | 福祉関係団体 |

問8

(刑務所の方に伺います。) 受刑者の入所後の処遇調査や受刑中の指導等を踏まえ、犯罪・再犯に至る原因(本人の内的要因、成育歴や生活環境などの外的要因等)として特徴的・代表的なケースがあれば、罪名などの類型別にいくつかを紹介してください。

| 罪名 | 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース | 円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点 |
|----------|--|---|
| 窃盗罪 | 出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が2~3万円になり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見直し無く使ってしまったあげぐスーパー等で万引きをするといった事案 | 再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れます。 |
| 詐欺罪等 | 周囲に言えない借金を抱えるなどし、短期間でお金を稼ぎたいと安易に考えて、いわゆる「闇バイト」から、振り込め詐欺の受け子や出し子として犯罪に手を染めてしまう若年者の事例 | |
| 覚醒剤所持罪 | 出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例 | ・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者などの犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇などを、「偶然的出来事」、「不運な出来事」としかとらえられず、自らの意思で再使用したことへの問題意識が深まりにくいこと。 |
| | 受刑に至る女子受刑者の場合、特徴的な問題が一つということとはほとんどなく、多くの問題が複雑に絡み合っていることが多い。 | |
| | 女子受刑者の7割程度が窃盗又は覚醒剤取締法違反により服役していることから、これらの特徴を特出しして記載すると次のとおり | |
| 共通事項 | ・被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位 | |
| 共通事項 | 高齢で一人暮らしであり家族・相談相手がない場合や、就労先が確保できず社会的役割や対人交流がないなど、社会的に孤立しがちな生活環境が再犯に至る背景要因になっている例も多く見られる。 | |
| 窃盗罪 | ・摂食障害・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消(親や夫への仕返し、嫁姑問題など) | |
| 覚醒剤取締法違反 | 愛着障害・自己肯定感の低さ・問題からの逃避 | |

問9 (少年鑑別所及び少年院の方に伺います。) 非行少年の鑑別所における鑑別結果や、少年院における指導を踏まえ、非行・再非行に至る原因(本人の内的要因、成育歴や生活環境などの外的要因等)として特徴的・代表的なケースがあれば、非行名などの類型別にいくつかを紹介してください。

| 罪名等 | 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース | 円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点 |
|------------------------------------|--|---|
| 窃盗罪 詐欺罪 暴行罪 傷害罪 薬物使用事犯 | <p>養育者との間で健全な愛着が形成されていない者が多い。</p> <p>①保護者等からの虐待(身体的・心理的・ネグレクト・性的)を受けた者 ②親からの適切な養育を受けてこなかった者 ③児童養護施設や児童自立支援施設での生活歴がある者 ④一見すると家庭内に問題がないように見える者でも、親からの愛情を必要としていた時期に、親の離婚・再婚により自分への愛情を再婚相手や義兄妹に奪われてしまったと感じ愛情欲求が満たされていない者など</p> <p>発達障害や軽度知的障がい、境界知能や知的能力に制約があるにもかかわらず、これまで養育者や支援機関等による医療・福祉的支援を適切に受けてこなかった者も多い。</p> <p>①虐待等の被害経験や家庭内の不和等で精神的に不安定である ②自己肯定感や自尊感情が低い ③感情統制や適切な自己表現をすることが困難 ④コミュニケーション能力が低い ⑤適切な対人関係を持つことができない ⑥不快感や問題を逃避や依存で回避する傾向がある等の特性を有する方が多い</p> <p>家庭内や学校での居場所をなくし、不良交友や反社会的な集団・環境、SNSに居場所を見つけ、不登校、家出、深夜徘徊、喫煙・飲酒、暴走行為、リストカットなどの自傷行為、摂食障害、大量服薬、入れ墨、不特定多数の者との性交、性被害、売春・援助交際等の問題行動を繰り返す中で、不良交友者とともに非行に至る者が多い。</p> | <p>円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点</p> |
| 特殊詐欺 | <p>SNSのいわゆる「闇バイト」を通じて、主犯格の人物・組織等も分からないまま、高額の収入を得たいとして安易に出し子・受け子となって特殊詐欺事件に加担するケースが多い。</p> | <p>被害額が多額でも罪の意識や加害者意識が薄い者もいる。</p> |
| - | <p>【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全(家族の精神障害、困窮、DV等)、孤立(いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等)</p> | <p>円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点</p> |
| - | <p>学校で個別の配慮が必要な児童が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童を発見できないケース</p> | <p>・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考える。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化など積極的な活用が望まれる。</p> |
| - | <p>非行、再非行に至る原因は一概に言えないが、学校への不適応や中途退学、就労を継続できないことは、非行の類型にかかわらず多く見られる特徴</p> | <p>円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点</p> |

医療又は福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、在社会時又は在所・在院中に支援を拒否している受刑者・在院者等（被疑者、被告人、起訴猶予等となった者を含む。）の拒否理由、傾向、課題があれば御教示ください。

| 支援拒否の理由 | 本人等の傾向 | 課題 | 回答者 |
|--|---|--|--------|
| | 病識や障がい受容ができていない者 | | 矯正施設 |
| | 病気や障害を認識していても、干渉されたくない者又は支援が必要だと感じていない者 | | 矯正施設 |
| これまで1人で生活できていたため支援は不要だという誤認 | | | 矯正施設 |
| | 他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張 | | 矯正施設 |
| 市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験 | | | 矯正施設 |
| 自由を制約されたくないという願望 | | | 矯正施設 |
| 障がいや病識に対する誤った認知 | | | 矯正施設 |
| | プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格 | | 矯正施設 |
| 受刑したという経歴を知られたくないという希望 | | | 矯正施設 |
| 一人暮らしに対する強いごだわり | | | 矯正施設 |
| 実際に生活上の支障が生じていても、本人又は保護者が「これまでも困っていないので必要ない」、「自由や行動が制約・制限される」、「押し付けられるのは嫌」、「福祉を受けることは劣っていること、恥ずかしい」などと誤って認識している。 | 成育過程で保護者から適切な養育を受けていない、保護者も各種制度や支援の必要性等を理解していない等の理由で、これまでに本来受けるべき適切な医療・福祉的支援を受けたことがない場合で、障がい特性を理解・認識できない、障害が受容できない。 | | 矯正施設 |
| これまでに医療・福祉的支援を受けたことがあるものの、児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設、特別支援学校、医療機関等における生活や治療が馴染まず、医療・福祉的支援に対する不満、不信感、劣等感を抱く。 | | 支援を拒否する在院者又はその保護者に対して、本人の障害特性、非行への影響、各種制度や具体的な支援内容、支援を受ける必要性やメリット、受けなかった場合のリスク等について分かりやすく丁寧に何度も説明し、理解を促しているが、在院者が理解して支援を希望しても、保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもある。 | 矯正施設 |
| | 本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。 | 医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要である。 | 矯正施設 |
| | 周囲からの働き掛けがなく、本人の自覚がない例 | | 矯正施設 |
| | 少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。 | 医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要である。 | 矯正施設 |
| | 社会的に、障がい者として認知されることへの不安・被差別感が強い例 | | 矯正施設 |
| 障害福祉サービスを受けなくてもやっていけたという捉え方をし、実際に困っていた事実から目を背けてでも、自身の障がい受容が進まない。 | ある程度の社会経験を有している少年 | | 矯正施設 |
| | 我が子の障がい特性に対する理解に乏しい保護者 | | 矯正施設 |
| | 幼少期から発達等の特徴を指摘されても、親族が認めない例 | | 矯正施設 |
| | 地域の自治体に支援を求めると自体を障がい者としてのラベリングになると捉える保護者 | | 矯正施設 |
| | 知人、友人に頼る。 | | 刑事司法機関 |
| | 「福祉は終わりのない監獄だ。」などという者 | | 刑事司法機関 |
| 生活保護申請を拒否されて不信感がある。 | | | 刑事司法機関 |
| | | 自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまう。 | 刑事司法機関 |
| | | 行政側に強制力がないので放置されてしまう。 | 刑事司法機関 |
| | | 障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与（働きかけ）自体は試みて欲しい。 | 刑事司法機関 |
| 過去に入院時に閉鎖病棟に入れられ、拘束具を付けられたこと。 | | このような経験を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。 | 刑事司法機関 |

| | | | |
|--|--|---|--------|
| 簡易宿泊施設でいじめられた、トラブルになった。 | | このような経験を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。 | 刑事司法機関 |
| 手渡されるお金が極端に少なく施設に不信感を持った。 | | このような経験を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。 | 刑事司法機関 |
| トラブル等について説明や改善がなかった生活福祉の担当者にも不信感を持った。 | | このような経験を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。 | 刑事司法機関 |
| | ホームレスの場合で時折、生活保護を受けないでいることが「自立」と考えるなど、独特なポリシーを持っている人 | | 刑事司法機関 |
| (生活保護申請の場合) 疎遠にしている家族に連絡を取られたくない、個人の資産状況を把握されたくない等 | | | 刑事司法機関 |
| (医療保護入院の場合) 疎遠な親族に同意の連絡を取られたくない、状況を知らされたくない。 | | | 刑事司法機関 |
| 本人や保護者が障がいを受容できない。 | 手帳を取得することに抵抗がある。 | | 更生保護機関 |
| | 通院の中断（「もうよくなった」と自己判断で治療、服薬を中止する。） | | 更生保護機関 |
| | 対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者 | | 更生保護機関 |
| | 病識や障害受容が進んでいない。 （「精神科の薬は体に悪いから飲まない」「自分は他人よりも劣っていないので、助けなどいらない」） | | 福祉関係機関 |
| | 問題の直面化に対する否認（「せっかく出所するのに、酒やギャンブルをやめたくない」「地域でまで何で我慢しなきゃいけないの。俺がかわいそう」「ひどい依存症なんです。認めます。ひどいからやめられないんです」「自分は対人関係が難しいので、施設や集団療法に馴染まないんですよ」） | | 福祉関係機関 |
| | 不安定な対人関係（「支援が必要なのはわかっているが、世話になった人に不義理できない」「迷惑をかけた家族にお詫びしたいので、出所日当日からの支援は受け入れられない」） | | 福祉関係機関 |
| | 「地域生活がわずらわしければ刑務所に戻ればいい」「福祉は面倒くさい。せっかく刑務所をでたのに、干渉されたくない」「出所祝いをしなければならぬ」 | | 福祉関係機関 |

問11

再犯防止・社会復帰支援のために、矯正施設や保護観察所などの刑事司法機関、市区町村、地域の関係機関、民間支援団等が有機的に連携するために必要だと思われる取組があれば教えてください。以下から当てはまるもの全て選択の上、その他を含めて具体的に御教示ください。

| No. | 取組 | 矯正施設 | 刑事司法機関 | 更生保護機関 | 更生保護施設 | 更生保護団体 | 福祉関係機関 | 福祉関係団体 | 合計 |
|-----|------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | (6) | (1) | (1) | (2) | (4) | (1) | (1) | |
| 1 | 市区町村による再犯防止のための独自事業の実施 | 4 | 1 | 1 | | | 1 | | 7 |
| 2 | 地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催 | 4 | 1 | 1 | | | 1 | | 7 |
| 3 | 各機関関係職員によるケース会議 | 5 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 9 |
| 4 | 定期・不定期の協議会 | 4 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 8 |
| 5 | 施設見学・説明会 | 5 | 1 | 1 | | | 1 | | 8 |
| 6 | その他 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 9 |

| | 誰が | 誰に(を) | いつ | どこで | どのように(な) | 何を(に) | どうする | 回答者 |
|---|--------|--------|----|-----|--|----------------------|--------|--------|
| 1 | 市 | | | | | 相談窓口 | 一本化する | 矯正施設 |
| 2 | 市 | 地域住民 | | | 円滑に支援を行えるよう | シンポジウム・フォーラム | 開催する | 矯正施設 |
| 3 | 市・矯正施設 | | | | 具体的なケースを経験することで、支援に係るお互いのスタンス等が理解できるよう | 各機関関係職員によるケース会議 | 開催する | 矯正施設 |
| | | | | | 出所者ひとりひとり、それぞれのケースについて | 再犯防止のために何が必要なのか検討する場 | 設置する | 矯正施設 |
| | 市 | 出所(院)者 | | | 地域の医療機関 | 連携し、迅速に受け入れる体制 | 構築する | 矯正施設 |
| 4 | 市 | | | | 互いを知り、多機関で連携するよう定期的に | 協議会 | 開催する | 矯正施設 |
| 5 | 矯正施設 | | | | 関係機関の方々に矯正施設の実情等について理解いただき、連携を図れるよう | 施設見学会・説明会 | 開催する | 刑事司法機関 |
| | 市 | 市職員 | | | 迅速な対応ができるよう | 高齢者虐待の研修・教育 | 実施する | 刑事司法機関 |
| | 市 | | | | 再犯防止のための | 相談窓口 | 設置する | 更生保護機関 |
| 6 | 市 | 市職員 | | | | 再犯防止・社会復帰支援の取組 | 周知徹底する | 刑事司法機関 |
| | 市 | 保健師 | | | 初見対応を見直し、知識、連携方法の | 教育 | 実施する | 刑事司法機関 |
| | 市 | 地域住民 | | | 偏見をなくすよう、多くの示唆に富む | 立ち直れた人の体験を聞く機会 | 作る | 更生保護施設 |
| | 市 | | | | 地域福祉として連携強化を目指すなど | 再犯防止・社会復帰支援の目標 | 明確にする | 福祉関係機関 |
| | 市 | | | | 行政独自の取組や条例の設置により | 再犯防止の支援介入を可能にする体制 | 構築する | 刑事司法機関 |
| | 市 | | | | 各関係者と触法障がい者や触法高齢者との事例経験の積上げることにより | 支援手法及び体制 | 確立する | 刑事司法機関 |
| | 市 | | | | 地域のフォーマル、インフォーマルな | 多機関連携のネットワーク | 構築する | 福祉関係団体 |

問12 上記（問1～11）以外で、再犯防止施策を推進する上で、市に要望することがあれば教えてください。

| 誰が | 誰に（を） | いつ | どこで | どのように（な） | 何を（に） | どうする | 回答者 |
|--------|--|----|-----|---|---|-----------------|--------|
| 市 | 市民 | | | 刑事司法機関と連携して | 再犯防止施策の推進 | 広報する | 矯正施設 |
| 市 | 在所（院）者 | | | 分かりやすく | 修学について相談や情報提供する東京都教育相談センター（青少年リスタートプレイス）や市の相談窓口 | 広報・案内する | 矯正施設 |
| 市 | 在所（院）者の保護者 | | | アクセス・相談しやすい | 市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口 | 設置する 広報・案内する | 矯正施設 |
| 市・矯正施設 | | | | 相互理解、不安解消のための | 矯正施設への参観や意見交換会の場 | 設定する | 矯正施設 |
| 市 | 市職員・地域住民 | | | 犯罪者、非行少年の処遇に関心を持つため | 施策 | 検討する | 更生保護施設 |
| 市 | 相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たち | | | 寄り添う、身近にある | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 在所（院）者 | | | 相談窓口での積極的に | | 支援する | 更生保護団体 |
| 市 | | | | 刑余者の支援を実施するという視点ではなく、市民を支援するという視点を持つて | | 支援する | 矯正施設 |
| 市 | 依存症等の出所（院）者、その家族 | | | | 専門治療の利用 | 促す | 福祉関係機関 |
| 市 | 家族関係や経済的な理由等から十分な学習環境が整っていない小中高生 | | | 市や民間支援団体等が実施している | 学習支援 居場所支援 | 充実させる | 矯正施設 |
| 市 | 義務教育を終了していない在所（院）者 | | | | 少年院で実施する卒業式への在籍中学校教員の出席 | 協力する | 矯正施設 |
| 市 | 義務教育を終了していない在所（院）者 | | | | 面会、進路に関する在籍中学校教師やスクールソーシャルワーカー等との協議・調整 | 協力する | 矯正施設 |
| 市 | 義務教育を終了していない在所（院）者 | | | | 指導要録の送付などの諸手続 | 協力する | 矯正施設 |
| 市 | | | | さまざまな困りごとを持っている人々（ex. ひきこもり、ゴミ屋敷等々）が孤立することのない | 地域づくり | 実施する | 福祉関係団体 |
| 市 | 市職員 | | | 保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する | 研修等 | 実施する | 更生保護機関 |

| | | | | | | | |
|---|--------------|--|--|---|----------------------|------|--------|
| 市 | | | | 施策実施後のニーズや効果に変化に対して、定期的に施策の効果測定を行い、施策内容を変更しつつ、常に問題の解決を目指すことのできる | 制度 | 設計する | 福祉関係機関 |
| 市 | | | | | 市独自の再犯防止事業 | 実施する | 刑事司法機関 |
| 市 | | | | 保護司会からの希望により、保護司活動を活発化させるための | 更生保護サポートセンターのサテライト設置 | 検討する | 更生保護機関 |
| 市 | 更生保護ボランティア団体 | | | 活動を支援するため | 要望 | 聴取する | 更生保護機関 |
| 市 | 国・東京都 | | | 市で解決できないような課題や法制度について | 必要な対応 | 要望する | 矯正施設 |